

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）新旧対照表

ページ	新						旧						改訂理由	
	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		現行条文
1	1					第1編 共通編	1					第1編 共通編		
1	1	1				第1章 総則	1	1				第1章 総則		
1	1	1	1			第1節 総則	1	1	1			第1節 総則		
1	1	1	1	2		用語の定義	1	1	1	2		用語の定義		
2	1	1	1	2	19	連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。	1	1	1	2	19	連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。	押印等の見直しに伴う規定の変更。	
2	1	1	1	2	22	書面とは、 <u>工事打合せ簿等の工事帳票</u> をいい、新潟県CALSシステム上で決裁処理された電磁的記録を有効とする。 <u>ただし、やむを得ず、新潟県CALSシステムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。</u>	1	1	1	2	22	書面とは、 <u>手書き、印刷物等の伝達物</u> をいい、 <u>発行年月日を記載し、署名または押印したもの及び新潟県CALSシステム上で決裁処理された電磁的記録</u> を有効とする。	押印等の見直しに伴う規定の変更。	
3	1	1	1	3		設計図書の照査等	1	1	1	3		設計図書の照査等		
3	1	1	1	3	1	受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、標準仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値等、市販されているものについては、受注者が備えなければならない。	1	1	1	3	1	受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、標準仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値等、市販されているものについては、受注者が備えなければならない。	文言追加修正	
4	1	1	1	5		施工計画書	1	1	1	5		施工計画書		
4	1	1	1	5	1	受注者は、工事着手前または施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。なお、工事書類の簡素化のため、林業土木工事の書類作成にあたっては「工事書類作成マニュアル(受注者編)」（新潟県 土木部 技術管理課 作成）に基づき作成すること。						受注者は、工事着手前または施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。なお、工事書類の簡素化のため、林業土木工事の書類作成にあたっては「工事書類作成マニュアル(受注者編)」（新潟県 土木部 技術管理課 作成）を参考に作成すること。	文言修正	
5	1	1	1	9		工事用地等の使用	1	1	1	9		工事用地等の使用		
5	1	1	1	9	2	設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。	1	1	1	9	2	設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。	文言追加修正	
6	1	1	1	12		施工体制台帳及び施工体系図	1	1	1	12		施工体制台帳及び施工体系図		
6	1	1	1	12	1	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、下請負人の商号または名称、下請負人に係る建設工事の内容及び工期等を記載した施工体制台帳を工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。 <u>なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。</u>	1	1	1	12	1	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合には、下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成するものとし、下請負人の商号または名称、下請負人に係る建設工事の内容及び工期等を記載した施工体制台帳を工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	諸基準類の改訂に伴う修正	

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）新旧対照表

ページ	新						旧						改訂理由		
	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		現行条文	
6	1	1	1	12	3		1	1	1	12	3		第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。なお、名札は図1-1-1を標準とする。(監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。)	第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。なお、名札は図1-1-1を標準とする。(監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。なお、監理技術者補佐を配置する場合に適用する。)	諸基準類の改訂に伴う修正
8	1	1	1	16			1	1	1	16			工事の一時中止	工事の一時中止	
8	1	1	1	16	3		1	1	1	16	3		前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合には、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合には、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	文言修正
9	1	1	1	21			1	1	1	21			建設副産物	建設副産物	
10	1	1	1	21	6		1	1	1	21	6		受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。	文言修正
12	1	1	1	29	2		1	1	1	29	2		臨時検査対象工種は、「林業土木工事検査要領」によるものとする。	臨時検査対象工種は、「林業土木工事検査要領」によるものとする。	誤記修正
13	1	1	1	31			1	1	1	31			施工管理	施工管理	
13	1	1	1	31	8								受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)(国土交通省 大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 平成30年3月28日)に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。		新規追加
14	1	1	1	34			1	1	1	34			工事中の安全確保	工事中の安全確保	
14	1	1	1	34	2								受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号、令和元年9月2日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。		新規追加
14	1	1	1	34	3		1	1	1	34	2		受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。	受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。	軽微な修正(番号)
14	1	1	1	34	4		1	1	1	34	2		受注者は、林業土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。	受注者は、林業土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。	軽微な修正(番号)

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）新旧対照表

ページ	新						旧						改訂理由		
	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		現行条文	
14	1	1	1	34	5		1	1	1	34	4		受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上・地下の既設構造物に対して、支障を及ぼさないように必要な措置を施さなければならない。	受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上・地下の既設構造物に対して、支障を及ぼさないように必要な措置を施さなければならない。	軽微な修正（番号）
14	1	1	1	34	6								受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。		新規追加
14	1	1	1	34	7		1	1	1	34	5		受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。	受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。	軽微な修正（番号）
14	1	1	1	34	8		1	1	1	34	6		受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合には、その区域に、板囲、ロープ、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。	受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合には、その区域に、板囲、ロープ、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。	軽微な修正（番号）
14	1	1	1	34	9		1	1	1	34	7		受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。	受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。	軽微な修正（番号）
14	1	1	1	34	10		1	1	1	34	8		受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を施工計画書に記載するとともに、実施し、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。	受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を施工計画書に記載するとともに、実施し、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。	軽微な修正（番号）
14	1	1	1	34	11		1	1	1	34	9		受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修、訓練を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。	受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修、訓練を実施しなければならない。	文言追加修正
14	1	1	1	34	12		1	1	1	34	10		受注者は、安全の確保に必要な責任者や安全活動の方針、工事の内容に応じた安全教育及び安全教育訓練等の具体的な計画等を作成し、施工計画書に記載しなければならない。	受注者は、安全の確保に必要な責任者や安全活動の方針、工事の内容に応じた安全教育及び安全教育訓練等の具体的な計画等を作成し、施工計画書に記載しなければならない。	軽微な修正（番号）
15	1	1	1	34	13		1	1	1	34	11		受注者は、各種の安全確保に関する活動記録や安全教育および安全訓練等の実施状況についてのビデオ等、または工事報告等に記録した資料を整備および保管する。また、監督員から請求があった場合には、保管している資料を直ちに提示するものとする。	受注者は、各種の安全確保に関する活動記録や安全教育および安全訓練等の実施状況についてのビデオ等、または工事報告等に記録した資料を整備および保管する。また、監督員から請求があった場合には、保管している資料を直ちに提示するものとする。	軽微な修正（番号）
15	1	1	1	34	14		1	1	1	34	12		受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。	受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。	軽微な修正（番号）
15	1	1	1	34	15		1	1	1	34	13		受注者は、工事現場が隣接し、または同一場所において別途工事がある場合には、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。	受注者は、工事現場が隣接し、または同一場所において別途工事がある場合には、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。	軽微な修正（番号）
15	1	1	1	34	16		1	1	1	34	14		監督員が、労働安全衛生法(令和元年6月改正 法律第37号)第30条 第1項 に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	監督員が、労働安全衛生法(令和元年6月改正 法律第37号)第30条 第1項 に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	軽微な修正（番号）

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）新旧対照表

ページ	新						旧						改訂理由			
	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		現行条文		
15	1	1	1	34	17		1	1	1	34	15			受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法(令和元年6月改正 法律第37号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法(令和元年6月改正 法律第37号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	軽微な修正（番号）
15	1	1	1	34	18		1	1	1	34	16			受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮のうえ、施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に、梅雨、台風等の出水期の施工に当たっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。	受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮のうえ、施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に、梅雨、台風等の出水期の施工に当たっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。	軽微な修正（番号）
15	1	1	1	34	19		1	1	1	34	17			災害発生時には、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとし、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。	災害発生時には、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとし、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。	軽微な修正（番号）
15	1	1	1	34	20		1	1	1	34	18			受注者は、工事施工箇所地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。	受注者は、工事施工箇所地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。	軽微な修正（番号）
15	1	1	1	34	21		1	1	1	34	19			受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を見つけた場合には、監督員に連絡し、その処置について占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。	受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を見つけた場合には、監督員に連絡し、その処置について占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。	軽微な修正（番号）
15	1	1	1	34	22		1	1	1	34	20			受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合には、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置を取り補修しなければならない。	受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合には、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置を取り補修しなければならない。	軽微な修正（番号）
16	1	1	1	38			1	1	1	38				環境対策	環境対策	
16	1	1	1	38	6		1	1	1	38	6			排出ガス対策型建設機械	排出ガス対策型建設機械	
17	1	1	1	38	6	(1)	1	1	1	38	6	(1)		受注者は、工事の施工に当たり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合には、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正 法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付 建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付 国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改正平成28年8月30日付 国総環リ第6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。また、排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合には、平成7年度 建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」または、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合には、監督員と協議するものとする。	受注者は、工事の施工に当たり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合には、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正 法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付 建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付 国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改正平成23年7月13日付 国総環リ第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。また、排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合には、平成7年度 建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」または、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合には、監督員と協議するものとする。	諸基準類の改訂に伴う修正（林野庁仕様書改訂による）

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）新旧対照表

ページ	新						旧						改訂理由		
	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		現行条文	
17	1	1	1	38	6	(2)									諸基準類の改訂に伴う修正
19	1	1	1	40											
19	1	1	1	40	2										新規追加
20	1	1	1	40	3										軽微な修正（番号）
20	1	1	1	40	4										軽微な修正（番号）

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）新旧対照表

ページ	新						旧						改訂理由	
	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		現行条文
20	1	1	1	40	5		1	1	1	40	4			諸基準類の改訂に伴う修正
20	1	1	1	40	6		1	1	1	40	5			軽微な修正（番号）
20	1	1	1	40	7		1	1	1	40	6			軽微な修正（番号）
20	1	1	1	40	8									新規追加
20	1	1	1	40	9		1	1	1	40	7			軽微な修正（番号）
20	1	1	1	40	10		1	1	1	40	8			軽微な修正（番号）
20	1	1	1	40	11		1	1	1	40	9			軽微な修正（番号）
20	1	1	1	40	12		1	1	1	40	10			軽微な修正（番号）
21	1	1	1	40	13		1	1	1	40	11			軽微な修正（番号）

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）新旧対照表

ページ	新						旧						改訂理由			
	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		現行条文		
21	1	1	1	40	14		1	1	1	40	12			受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令(平成31年3月改正 政令第41号) 第3条 における一般的制限値を超える車両を通行させるときには、道路法 第47条の2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。 また、道路交通法施行令(令和2年6月改正 政令第181号) 第22条 における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときには、道路交通法(令和2年6月改正 法律第42号) 第57条 に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合には、その状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合には、このけん引されている車両を含む。	受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令(平成31年3月改正 政令第41号) 第3条 における一般的制限値を超える車両を通行させるときには、道路法 第47条の2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。 また、道路交通法施行令(令和2年6月改正 政令第181号) 第22条 における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときには、道路交通法(令和2年6月改正 法律第42号) 第57条 に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合には、その状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合には、このけん引されている車両を含む。	軽微な修正（番号）
21	1	1	1	42			1	1	1	42				諸法令の遵守	諸法令の遵守	
22	1	1	1	42	1	(4)	労働基準法(令和2年3月改正 法律第14号)	1	1	1	42	1	(4)	労働基準法(平成30年7月改正 法律第71号)		諸基準類の改訂に伴う修正
22	1	1	1	42	1	(8)	雇用保険法(令和2年6月改正 法律第54号)	1	1	1	42	1	(8)	雇用保険法(令和2年3月改正 法律第14号)		諸基準類の改訂に伴う修正
22	1	1	1	42	1	(10)	健康保険法(令和2年6月改正 法律第52号)	1	1	1	42	1	(10)	健康保険法(令和2年3月改正 法律第8号)		諸基準類の改訂に伴う修正
22	1	1	1	42	1	(14)	道路法(令和3年3月改正 法律第9号)	1	1	1	42	1	(14)	道路法(令和2年5月改正 法律第31号)		諸基準類の改訂に伴う修正
22	1	1	1	42	1	(15)	道路交通法(令和2年6月改正 法律第52号)	1	1	1	42	1	(15)	道路交通法(令和2年6月改正 法律第42号)		諸基準類の改訂に伴う修正
22	1	1	1	42	1	(16)	道路運送法(令和2年6月改正 法律第36号)	1	1	1	42	1	(16)	道路運送法(令和元年6月改正 法律第37号)		諸基準類の改訂に伴う修正
22	1	1	1	42	1	(17)	道路運送車両法(令和2年3月改正 法律第5号)	1	1	1	42	1	(17)	道路運送車両法(令和元年6月改正 法律第37号)		諸基準類の改訂に伴う修正
22	1	1	1	42	1	(22)	港湾法(令和2年6月改正 法律第49号)	1	1	1	42	1	(22)	港湾法(令和元年6月改正 法律第37号)		諸基準類の改訂に伴う修正
22	1	1	1	42	1	(26)	航空法(令和2年6月改正 法律第61号)	1	1	1	42	1	(26)	航空法(令和元年6月改正 法律第38号)		諸基準類の改訂に伴う修正
22	1	1	1	42	1	(28)	軌道法(令和2年6月改正 法律第41号)	1	1	1	42	1	(28)	軌道法(平成29年6月改正 法律第45号)		諸基準類の改訂に伴う修正
22	1	1	1	42	1	(29)	森林法(令和2年6月改正 法律第41号)	1	1	1	42	1	(29)	森林法(平成30年6月改正 法律第35号)		諸基準類の改訂に伴う修正
22	1	1	1	42	1	(32)	大気汚染防止法(令和2年6月改正 法律第39号)	1	1	1	42	1	(32)	大気汚染防止法(平成29年6月改正 法律第45号)		諸基準類の改訂に伴う修正
22	1	1	1	42	1	(38)	文化財保護法(令和2年6月改正 法律第41号)	1	1	1	42	1	(38)	文化財保護法(平成30年6月改正 法律第42号)		諸基準類の改訂に伴う修正
22	1	1	1	42	1	(40)	電気事業法(令和2年6月改正 法律第49号)	1	1	1	42	1	(40)	電気事業法(平成30年6月改正 法律第41号)		諸基準類の改訂に伴う修正
22	1	1	1	42	1	(43)	建築基準法(令和2年6月改正 法律第43号)	1	1	1	42	1	(43)	建築基準法(令和元年6月改正 法律第37号)		諸基準類の改訂に伴う修正
23	1	1	1	42	1	(63)	厚生年金保険法(令和2年6月改正 法律第40号)	1	1	1	42	1	(63)	厚生年金保険法(平成30年7月改正 法律第71号)		諸基準類の改訂に伴う修正
23	1	1	1	42	1	(68)	所得税法(令和2年6月改正 法律第8号)	1	1	1	42	1	(68)	所得税法(令和元年6月改正 法律第28号)		諸基準類の改訂に伴う修正
23	1	1	1	42	1	(70)	船員保険法(令和2年6月改正 法律第52号)	1	1	1	42	1	(70)	船員保険法(令和元年5月改正 法律第9号)		諸基準類の改訂に伴う修正
23	1	1	1	42	1	(71)	著作権法(令和2年6月改正 法律第48号)	1	1	1	42	1	(71)	著作権法(平成30年7月改正 法律第72号)		諸基準類の改訂に伴う修正
23	1	1	1	42	1	(72)	電波法(令和2年4月改正 法律第23号)	1	1	1	42	1	(72)	電波法(令和元年6月改正 法律第23号)		諸基準類の改訂に伴う修正
23	1	1	1	42	1	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(令和2年6月改正 法律第42号)	1	1	1	42	1	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(令和元年6月改正 法律第20号)		諸基準類の改訂に伴う修正
23	1	1	1	42	1	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和2年3月改正 法律第14号)	1	1	1	42	1	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(平成29年6月改正 法律第45号)		諸基準類の改訂に伴う修正

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）新旧対照表

ページ	新							旧							改訂理由
	編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文	
23	1	1	1	42	1	(75)	農業取締法(令和元年12月改正 法律第62号)	1	1	1	42	1	(75)	農業取締法(平成30年6月改正 法律第53号)	諸基準類の改訂に伴う修正
23	1	1	1	42	1	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和2年6月改正 法律第42号)	1	1	1	42	1	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成30年6月改正 法律第67号)	諸基準類の改訂に伴う修正
24	1	1	1	45			工事測量	1	1	1	45			工事測量	
24	1	1	1	45	3		受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。								新規追加
24	1	1	1	45	4		受注者は、用地幅杭、測量標(仮BM)、工事中多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合には、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合には、監督員と協議しなければならない。なお、移設する場合には、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	1	1	1	45	3		受注者は、用地幅杭、測量標(仮BM)、工事中多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合には、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合には、監督員と協議しなければならない。なお、移設する場合には、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	軽微な修正(番号)
24	1	1	1	45	5		受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	1	1	1	45	4		受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	軽微な修正(番号)
24	1	1	1	45	6		水準測量及び水深測量については、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。	1	1	1	45	5		水準測量及び水深測量については、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。	軽微な修正(番号)
25	1	1	1	49			保険の付保及び事故の補償	1	1	1	49			保険の付保及び事故の補償	
26	1	1	1	49	4		受注者は、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険(法定外の労災保険)に加入しなければならない。								追加修正(法律改正による)
26	1	1	1	49	5		受注者は、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを速やかに監督員に提出しなければならない。								追加修正(法律改正による)
26	1	1	1	49	6		受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して、責任をもって適正な補償をしなければならない。	1	1	1	49	4		受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して、責任をもって適正な補償をしなければならない。	軽微な修正(番号)
26	1	1	1	49	7		受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内(電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、発注者に提出しなければならない。 また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。	1	1	1	49	5		受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後、原則1ヶ月以内に発注者に提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。	諸基準類の改訂に伴う修正
27	1	2				第2章	土工	1	2				第2章	土工	
27	1	2	2			第2節	適用すべき諸基準	1	2	2			第2節	適用すべき諸基準	
27	1	2	2	0		(14)	日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説(平成29年3月)	1	2	2	0		(14)	国土交通省 道路土工構造物技術基準(平成27年3月)	諸基準類の改訂に伴う修正
39	1	3				第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3				第3章	無筋・鉄筋コンクリート	
39	1	3	2			第2節	適用すべき諸基準	1	3	2			第2節	適用すべき諸基準	
39	1	3	2	0		(6)	土木学会 鉄筋定着・継手指指針(令和2年3月)	1	3	2	0		(6)	土木学会 鉄筋定着・継手指指針(平成19年8月)	諸基準類の改訂に伴う修正
40	1	3	3			第3節	レディーミックスコンクリート						第3節	レディーミックスコンクリート	

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）新旧対照表

ページ	新						旧						改訂理由				
	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		現行条文			
41	1	3	3	3													
41	1	3	3	3	1		1	3	3	3	1			受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。	受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。	諸基準類の改訂に伴う修正	
42	1	3	5			第5節						第5節		現場練りコンクリート	現場練りコンクリート		
42	1	3	5	2			1	3	5	2				材料の貯蔵	材料の貯蔵		
42	1	3	5	2	2		1	3	5	2	2			受注者は、 ごみ 、その他不純物が混入しない構造の容器または防湿性のあるサイロ等に混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければならない。また、貯蔵中に分離、変質した混和材料を使用してはならない。	受注者は、 ゴミ 、その他不純物が混入しない構造の容器または防湿性のあるサイロ等に混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければならない。また、貯蔵中に分離、変質した混和材料を使用してはならない。	表記修正	
42	1	3	5	2	3		1	3	5	2	3			受注者は、 ごみ 、泥、その他の異物が混入しないように、かつ大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。	受注者は、 ゴミ 、泥、その他の異物が混入しないように、かつ大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。	表記修正	
42	1	3	5	4			1	3	5	4				材料の計量及び練り混ぜ	材料の計量及び練り混ぜ		
42	1	3	5	4	2		1	3	5	4	2			材料の計量	材料の計量		
43	1	3	5	4	2	(4)	1	3	5	4	2	(4)		連続ミキサーを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。また、その計量値の許容差は、ミキサーの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表1-3-2 計量値の許容誤差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサーの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。	連続ミキサーを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。また、その計量誤差は、ミキサーの容量によって定められた規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表1-3-2 計量値の許容誤差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサーの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。	表記修正	
43	1	3	5	4	2	(6)	1	3	5	4	2	(6)		受注者は、各材料を、 一バッチ分ずつ質量 で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、 表1-3-2に示した許容差内である場合には 、容積で計量してもよいものとする。なお、 一バッチ の量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。	受注者は、各材料を、 一練り分ずつ重量 で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよいものとする。なお、 一練り の量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。	諸基準類の改訂に伴う修正	
43	1	3	5	4	3		1	3	5	4	3			練混ぜ	練混ぜ		
43	1	3	5	4	3	(1)	1	3	5	4	3	(1)		受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサーまたは連続ミキサーを使用するものとする。	受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサーまたは連続ミキサーを使用するものとする。	表記修正	
43	1	3	5	4	3	(2)	1	3	5	4	3	(2)		受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2(練混ぜ性能試験方法)及び土木学会規準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2(練混ぜ性能試験方法)及び土木学会規準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	表記修正	
43	1	3	5	4	3	(3)	1	3	5	4	3	(3)		受注者は、JIS A 8603-1(コンクリートミキサー 第1部：用語及び仕様項目)、JIS A 8603-2(コンクリートミキサー 第2部：練混ぜ性能試験方法)に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能で、かつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、監督員と協議しなければならない。	受注者は、JIS A 8603-1(コンクリートミキサー 第1部：用語及び仕様項目)、JIS A 8603-2(コンクリートミキサー 第2部：練混ぜ性能試験方法)に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能で、かつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、監督員と協議しなければならない。	表記修正	

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）新旧対照表

ページ	新						旧						改訂理由		
	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		現行条文	
43	1	3	5	4	3	(4)	受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。やむを得ず練り混ぜ時間の試験を行わない場合には、その最小時間を可傾式パッチミキサ → を用いる場合、1分30秒、強制練りパッチミキサ → を用いる場合、1分とするものとする。	1	3	5	4	3	(4)	受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。やむを得ず練り混ぜ時間の試験を行わない場合には、その最小時間を可傾式パッチミキサを用いる場合、1分30秒、強制練りパッチミキサを用いる場合、1分とするものとする。	表記修正
44	1	3	5	4	3	(6)	受注者は、ミキサ → 内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサ → 内にあらたに材料を投入してはならない。	1	3	5	4	3	(6)	受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサ内にあらたに材料を投入してはならない。	表記修正
44	1	3	5	4	3	(7)	受注者は、使用の前後にミキサ → を清掃しなければならない。	1	3	5	4	3	(7)	受注者は、使用の前後にミキサを清掃しなければならない。	表記修正
44	1	3	5	4	3	(8)	ミキサ → は、練上げコンクリートを排出するときに、材料の分離を起こさない構造でなければならない。	1	3	5	4	3	(8)	ミキサは、練上げコンクリートを排出するときに、材料の分離を起こさない構造でなければならない。	表記修正
44	1	3	5	4	3	(9)	受注者は、連続ミキサ → を用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ → 部の容積以上とする。	1	3	5	4	3	(9)	受注者は、連続ミキサを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上とする。	表記修正
48	1	3	7			第7節	鉄筋工	1	3	7			第7節	鉄筋工	
49	1	3	7	4			組立て	1	3	7	4			組立て	
50	1	3	7	4	3		受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つようにスペーサを設置するものとし、構造物の側面については、1㎡当たり2個以上、構造物の底面については、1㎡当たり4個以上設置し、個数については、鉄筋組立て完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。なお、鉄筋のかぶりとは、コンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサについては、コンクリート製あるいはモルタル製で、本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。なお、これ以外のスペーサを使用する場合には、監督員と協議しなければならない。	1	3	7	4	3		受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つようにスペーサ → を設置するものとし、構造物の側面については、1㎡当たり2個以上、構造物の底面については、1㎡当たり4個以上設置し、個数については、鉄筋組立て完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。なお、鉄筋のかぶりとは、コンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサ → については、コンクリート製あるいはモルタル製で、本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。なお、これ以外のスペーサ → を使用する場合には、監督員と協議しなければならない。	表記修正
50	1	3	7	5			継手	1	3	7	5			継手	
50	1	3	7	5	3		受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、原則、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に互いにずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。	1	3	7	5	3		受注者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、原則、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。	諸基準類の改訂に伴う修正
50	1	3	7	5	8		機械式鉄筋継手								

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）新旧対照表

ページ	新						旧						改訂理由	
	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		現行条文
50	1	3	7	5	8	(1)								新規追加
							機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月）」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。							
50	1	3	7	5	8	①								新規追加
							使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。							
51	1	3	7	5	8	②								新規追加
							機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針（令和2年3月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。							
51	1	3	7	5	8	(2)								新規追加
							設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を三者会議等を利用し、設計者に確認した上で適用すること。							
53	1	3	10			第10節	1	3	10			第10節	寒中コンクリート	
							寒中コンクリート							
53	1	3	10	2			1	3	10	2			施工	
							施工							
54	1	3	10	2	4		1	3	10	2	4		受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサに投入する順序を設定しなければならない。	表記修正
							受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサに投入する順序を設定しなければならない。							
54	1	3	10	3			1	3	10	3			養生	
							養生							
54	1	3	10	3	5		1	3	10	3	5		受注者は、養生温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-4の値以上とするのを標準とする。なお、表1-3-4の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表1-3-3に示す期間も満足する必要がある。	文言修正
							受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-4の値以上とするのを標準とする。なお、表1-3-4の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表1-3-3に示す期間も満足する必要がある。							
61	2					第2編							材料編	
							材料編							
64	2	2				第2章							林業土木工事材料	
							林業土木工事材料							
81	2	2	8	1		第8節							瀝青材料	
							瀝青材料							
84	2	2	8	3									再生用添加剤	
							再生用添加剤							

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）新旧対照表

ページ	新						旧						改訂理由																																																																																																																														
	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		現行条文																																																																																																																													
84	2	2	8	3		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和2年4月改正 政令第148号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。						再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和元年4月改正 政令第19号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	諸基準類の改訂に伴う修正																																																																																																																														
88	2	2	12			第12節 道路標識及び区画線	2	2	12			第12節 道路標識及び区画線																																																																																																																															
88	2	2	12	1		道路標識	2	2	12	1		道路標識																																																																																																																															
88	2	2	12	1	4	反射シート	2	2	12	1	4	反射シート																																																																																																																															
89	2	2	12	1	4	表	2	2	12	1	4	表	諸基準類の改訂に伴う修正																																																																																																																														
						<p>表2-2-29 封入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>9.0</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>3.5</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>3.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>9.0</td> <td>6.0</td> <td>1.8</td> <td>1.2</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2.0°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.06</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117(再帰性反射材)による。</p>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青	12' (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0	30°	30	22	6.0	3.5	1.7	40°	10	7.0	2.0	1.5	0.5	20' (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0	30°	24	16	4.0	3.0	1.0	40°	9.0	6.0	1.8	1.2	0.4	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06				<p>表2-2-29 封入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>9.0</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>3.5</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>3.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>9.0</td> <td>6.0</td> <td>1.8</td> <td>1.2</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.06</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117(再帰性反射材)による。</p>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青	12' (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0	30°	30	22	6.0	3.5	1.7	40°	10	7.0	2.0	1.5	0.5	20' (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0	30°	24	16	4.0	3.0	1.0	40°	9.0	6.0	1.8	1.2	0.4	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06	
観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青																																																																																																																																					
12' (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0																																																																																																																																					
	30°	30	22	6.0	3.5	1.7																																																																																																																																					
	40°	10	7.0	2.0	1.5	0.5																																																																																																																																					
20' (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0																																																																																																																																					
	30°	24	16	4.0	3.0	1.0																																																																																																																																					
	40°	9.0	6.0	1.8	1.2	0.4																																																																																																																																					
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2																																																																																																																																					
	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1																																																																																																																																					
	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06																																																																																																																																					
観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青																																																																																																																																					
12' (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0																																																																																																																																					
	30°	30	22	6.0	3.5	1.7																																																																																																																																					
	40°	10	7.0	2.0	1.5	0.5																																																																																																																																					
20' (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0																																																																																																																																					
	30°	24	16	4.0	3.0	1.0																																																																																																																																					
	40°	9.0	6.0	1.8	1.2	0.4																																																																																																																																					
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2																																																																																																																																					
	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1																																																																																																																																					
	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06																																																																																																																																					
89	2	2	12	1	4	表	2	2	12	1	4	表	諸基準類の改訂に伴う修正																																																																																																																														
						<p>表2-2-30 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>110</td> <td>70</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>21</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>87</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>95</td> <td>64</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2.0°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.06</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117(再帰性反射材)による。</p>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青	12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20	30°	150	100	25	25	11	40°	110	70	16	16	8.0	20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14	30°	100	87	14	11	7.0	40°	95	64	13	11	7.0	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06				<p>表2-2-30 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>110</td> <td>70</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>21</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>57</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>95</td> <td>54</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.06</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117(再帰性反射材)による。</p>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青	12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20	30°	150	100	25	25	11	40°	110	70	16	16	8.0	20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14	30°	100	57	14	11	7.0	40°	95	54	13	11	7.0	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06	
観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青																																																																																																																																					
12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20																																																																																																																																					
	30°	150	100	25	25	11																																																																																																																																					
	40°	110	70	16	16	8.0																																																																																																																																					
20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14																																																																																																																																					
	30°	100	87	14	11	7.0																																																																																																																																					
	40°	95	64	13	11	7.0																																																																																																																																					
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3																																																																																																																																					
	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1																																																																																																																																					
	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06																																																																																																																																					
観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青																																																																																																																																					
12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20																																																																																																																																					
	30°	150	100	25	25	11																																																																																																																																					
	40°	110	70	16	16	8.0																																																																																																																																					
20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14																																																																																																																																					
	30°	100	57	14	11	7.0																																																																																																																																					
	40°	95	54	13	11	7.0																																																																																																																																					
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3																																																																																																																																					
	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1																																																																																																																																					
	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06																																																																																																																																					
91	3				第3編	土木工事共通編																																																																																																																																					
91	3	1			第1章	一般施工																																																																																																																																					
91	3	1	2		第2節	適用すべき諸基準																																																																																																																																					
91	3	1	2	0		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(令和2年9月)						日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(平成27年3月)	諸基準類の改訂に伴う修正																																																																																																																														
91	3	1	2	0		日本道路協会 杭基礎施工便覧(令和2年9月)						日本道路協会 杭基礎施工便覧(平成27年3月)	諸基準類の改訂に伴う修正																																																																																																																														

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）新旧対照表

ページ	新						旧						改訂理由		
	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		現行条文	
92	3	1	2	0										国土交通省 道路標識設置基準(令和元年10月)	諸基準類の改訂に伴う修正
92	3	1	2	0										厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(令和2年7月)	諸基準類の改訂に伴う修正
92	3	1	3			第3節						第3節	共通の工種		
96	3	1	3	4										矢板工	
96	3	1	3	4	14									受注者は、落錐によりコンクリート矢板を打込む場合には、落錐の質量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。	諸基準類の改訂に伴う修正
97	3	1	3	6										小型標識工	
97	3	1	3	6	1									受注者は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易な反射材料を用いなければならない。	諸基準類の改訂に伴う修正
97	3	1	3	6	2									受注者は、全面反射の標識を用いるものとする。ただし、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。	諸基準類の改訂に伴う修正
97	3	1	3	6	12									受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆(酸洗い)などの下地処理を行った後、リン酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。	諸基準類の改訂に伴う修正
123	3	1	4			第4節						第4節	基礎工		
124	3	1	4	4										既成杭工	
126	3	1	4	4	21	(2)								受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。	文言追加修正
127	3	1	4	5										場所打杭工	
128	3	1	4	5	9									受注者は、場所打杭工における鉄筋籠の建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋籠には、設計図書に示されたかぶり高が確保できるように、スペーサを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がズレやすいことから鉄筋籠円周長に対して500～700mmの間隔で設置するものとする。	表記修正
132	3	1	4	9										鋼管矢板基礎工	

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）新旧対照表

ページ	新							旧							改訂理由
	編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文	
133	3	1	4	9	11	(2)	受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし、半自動溶接を行う場合には、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者で かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。	3	1	4	9	11	(2)	受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし、半自動溶接を行う場合には、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者でなければならない。	文言追加修正
139	3	1	7			第7節	一般施工	3	1	7			第6節	一般施工	
140	3	1	7	3			アスファルト舗装の材料	3	1	7	3			アスファルト舗装の材料	
146	3	1	7	3	20	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-1-23、表3-1-24の規格に適合するものとする。	3	1	7	3	20	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-1-23、3-1-24の規格に適合するものとする。	文言追加修正
146	3	1	7	3	21		表3-1-23、表3-1-24 に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	3	1	7	3	21		表3-1-23、3-1-24 に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	文言追加修正
149	3	1	7	7			アスファルト舗装工	3	1	7	7			アスファルト舗装工	
152	3	1	7	7	4	(5)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時(出荷時)の温度について、監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。	3	1	7	7	4		受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について、監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。	実態に合わせ修正
155	3	1	7	8			コンクリート舗装工	3	1	7	8			コンクリート舗装工	
158	3	1	7	8	4	(15)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しに当たり、敷均し機械は、施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャー、ブルドーザ、モーターグレーダー等を選定しなければならない。	3	1	7	8	4	(15)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しに当たり、敷均し機械は、施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャー、ブルドーザ、モーターグレーダー等を選定しなければならない。	表記修正
166	3	1	7	12			アスファルト舗装補修工	3	1	7	12			アスファルト舗装補修工	
167	3	1	7	12	12		受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中の ごみ 、泥などを圧縮空気吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。	3	1	7	12	12		受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中の ゴミ 、泥などを圧縮空気吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。	表記修正
171	3	1	10			第10節	構造物撤去工	3	1	10			第9節	構造物撤去工	
171	3	1	10	3			構造物取壊し工	3	1	10	3			構造物取壊し工	
172	3	1	10	3	6		受注者は、根固めブロック撤去を行うに当たっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、 ごみ を現場内において取り除いた後に運搬しなければならない。	3	1	10	3	6		受注者は、根固めブロック撤去を行うに当たっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、 ゴミ を現場内において取り除いた後に運搬しなければならない。	表記修正
173	3	1	10	9			かご撤去工	3	1	9	9			かご撤去工	

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）新旧対照表

ページ	新						旧						改訂理由		
	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		現行条文	
173	3	1	10	9	1		3	1	9	9	1		受注者は、蛇籠、フトン籠の撤去に当たっては、 ごみ を現場内において取り除いた後に、鉄線と栗石を分けて運搬しなければならない。	受注者は、蛇籠、フトン籠の撤去に当たっては、 ゴミ を現場内において取り除いた後に、鉄線と栗石を分けて運搬しなければならない。	表記修正
174	3	1	11			第11節	3	1	11			第10節	仮設工	仮設工	
178	3	1	11	14			3	1	11	14			トンネル仮設備工	トンネル仮設備工	
179	3	1	11	14	11		3	1	11	14	11		受注者は、換気の実施等の効果を確認するに当たっては、半月以内ごとに1回、定期に定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。また、この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは 2ms/m³ 以下とし、掘削断面積が小さいため、 2ms/m³ を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管、または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り 2ms/m³ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。なお、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。また、粉じん濃度等の測定結果は、関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。	受注者は、換気の実施等の効果を確認するに当たっては、半月以内ごとに1回、定期に定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。また、この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは 3ms/m³ 以下とし、掘削断面積が小さいため、 3ms/m³ を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管、または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り 3ms/m³ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。なお、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。また、粉じん濃度等の測定結果は、関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。	諸基準類の改訂に伴う修正
183	3	1	13			第13節	3	1	13			第13節	工場製作工(共通)	工場製作工(共通)	
184	3	1	13	2			3	1	13	2			材料	材料	
186	3	1	13	2	7	(5)	3	1	13	2	7	(5)	受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。 工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。	受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	文言追加修正
228	3	1	19			第19節	3	1	19			第19節	床板工	床板工	
228	3	1	19	2			3	1	19	2			床板工	床板工	
228	3	1	19	2	1	(4)	3	1	19	2	1	(4)	受注者は、スぺーサーについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用することを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。また、それ以外のスぺーサーを使用する場合には、あらかじめ監督員と協議しなければならない。なお、スぺーサーは、1㎡当たり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中はその形状を保つものとする。	受注者は、スぺーサーについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用することを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。また、それ以外のスぺーサーを使用する場合には、あらかじめ監督員と協議しなければならない。なお、スぺーサーは、1㎡当たり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中はその形状を保つものとする。	表記修正
230	4					第4編	4					第4編	治山防潮工等	治山防潮工等	
	4	1				第1章	4	1				第1章	堤防・護岸	堤防・護岸	
238	4	1	13			第13節	4	1	13			第13節	付属物設置校	付属物設置校	
238	4	1	13	3			4	1	13	3			銘板工	銘板工	

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）新旧対照表

ページ	新						旧						改訂理由		
	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		現行条文	
239	4	1	13	3		(1)図	239	4	1	13	3	(1)図		表記修正	
248	4	4				第4章	砂丘造成	4	4			第4章	砂丘造成		
249	4	4	4			第4節	森林造成	4	4	4		第4節	森林造成		
250	4	4	4	6	1		植栽工・保育については、第5編 第9章 森林整備 に準ずるものとする。	4	4	4	6	1		軽微な修正（番号）	
250	4	4	4	6	5		クロマツやアカマツの地拵え、除伐、本数調整伐等の施工に当たり、松くい虫被害が疑われる枯損木が確認された場合には、監督員に報告し指示を受けなければならない。	4	4	4	6			新規追加	
251	5					第5編	溪間・山腹工等	5				第5編	溪間・山腹工等		
261	5	3				第3章	溪間工	5	3			第3章	溪間工		
269	5	3	10			第10節	治山ダム付属物設置工	5	3	10		第10節	治山ダム付属物設置工		
269	5	3	10	4			銘板工	5	3	10	4		銘板工		
269	5	3	10	4	1	図		5	3	10	4	1	図		表記修正
275	5	5				第5章	山腹工	5	5			第5章	山腹工		
276	5	5	6			第6節	土留工	5	5	6		第6節	土留工		
277	5	5	6	1			一般事項	5	5	6	1		一般事項		

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）新旧対照表

ページ	新							旧							改訂理由
	編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文	
277	5	5	6	1	7	(1) 図		5	5	6	1	7	(1) 図		表記修正
291	5	5	18			第18節	山腹工付属物設置工	5	5	8			第18節	山腹工付属物設置工	
291	5	5	18	2			標柱設置	5	5	8	2			標柱設置	
291	5	5	18	2		図		5	5	18	2		図		表記修正
292	5	6				第6章	地すべり防止工	5	6				第6章	地すべり防止工	
299	5	6	12			第12節	地すべり防止工付属物設置工	5	6	12			第12節	地すべり防止工付属物設置工	
299	5	6	12	2			銘板工	5	6	12	2			銘板工	
299	5	6	12	2	1	図		5	6	12	2	1	図		表記修正
304	5	8				第8章	なだれ防止林造成	5	8				第8章	なだれ防止林造成	
304	5	8	3			第3節	なだれ防止施設	5	8	3			第3節	なだれ防止施設	

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）新旧対照表

ページ	新						旧						改訂理由	
	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		現行条文
305	5	8	3	5		(1)図						(1)図		表記修正
308	5	9			9章	森林整備	5	9			9章	森林整備		
308	5	9	2		第2節	植栽	5	9	2		第2節	植栽		
308	5	9	2	5		植付け	5	9	2	5		植付け		
309	5	9	2	5	7	受注者は、植付けについては、指定期間に完了しなければならない。ただし、気象条件などにより指定期間に完了が困難になったときは、速やかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。	5	9	2	5	7	受注者は、植付けについては、指定期間に完了しなければならない。ただし、気象条件などにより指定期間に完了が困難になったときは、速やかに監督員に報告し、指示を得なければならない。	文言修正	
309	5	9	3		第3節	保育	5	9	3		第3節	保育		
310	5	9	3	2		下刈り	5	9	3	2		下刈り		
310	5	9	3	2	5	受注者は、植栽木等を損傷した場合には、速やかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。	5	9	3	2	5	受注者は、植栽木等を損傷した場合には、速やかに監督員に報告し、指示を得なければならない。	文言修正	
310	5	9	3	4		伐木に伴う刈払い	5	9	3	4		伐木に伴う刈払い		
310	5	9	3	4	4	受注者は、施業対象木を損傷した場合には、速やかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。	5	9	3	4	4	受注者は、施業対象木を損傷した場合には、速やかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。	文言修正	
311	5	9	3	6		本数調整伐・受光伐・除伐	5	9	3	6		本数調整伐・受光伐・除伐		

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）新旧対照表

ページ	新						旧						改訂理由			
	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		現行条文		
311	5	9	3	6	1		5	9	3	6	1			受注者は、本数調整伐、受光伐、除伐の施工に当たり、伐採前に選木された伐採対象木と設計図書に示された伐採対象木との照合を行い、伐採対象木の全てが確認できない場合には、監督員に報告し、指示を受けなければならない。	受注者は、本数調整伐、受光伐、除伐の施工に当たり、伐採前に選木された伐採対象木と設計図書に示された伐採対象木との照合を行い、伐採対象木の全てが確認できない場合には、監督員に報告し、指示を得なければならない。	文言修正
315	6					第6編	6					第6編	林道			
325	6	2				第2章	6	2				第2章	舗装			
325	6	2	2			第2節	6	2	2			第2節	適用すべき諸基準			
325	6	2	2	0			6	2	2	0			国土交通省 道路標識設置基準(令和元年10月)			諸基準類の改訂に伴う修正
329	6	3				第3章	6	3				第3章	橋梁下部			
329	6	3	2			第2節	6	3	2			第2節	適用すべき諸基準			
329	6	3	2	0			6	3	2	0			日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(平成27年3月)			諸基準類の改訂に伴う修正
330	6	3	2	0			6	3	2	0			日本道路協会 杭基礎施工便覧(令和2年9月)			諸基準類の改訂に伴う修正
330	6	3	2	0			6	3	2	0			日本道路協会 杭基礎設計便覧(令和2年9月)			諸基準類の改訂に伴う修正
332	6	3	8			第8節	6	3	8			第8節	鋼製橋脚工			
333	6	3	8	9			6	3	8	9			橋脚フーチング工			
333	6	3	8	9	4		6	3	8	9	4		受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅳ現場施工編 第3章 架設工法」(日本道路協会 令和2年9月)による。また、コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。また、フーチングのコンクリート打込みが終了するまでの間は、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。	受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編 第3章 架設工法」(日本道路協会 平成27年3月)による。また、コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。また、フーチングのコンクリート打込みが終了するまでの間は、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。	諸基準類の改訂に伴う修正	
337	6	4				第4章	6	4				第4章	鋼橋上部			
337	6	4	2			第2節	6	4	2			第2節	適用すべき諸基準			
337	6	4	2	0			6	4	2	0			日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(令和2年9月)			諸基準類の改訂に伴う修正
337	6	4	3			第3節	6	4	3			第3節	工場製作工			
337	6	4	3	1			6	4	3	1			一般事項			
337	6	4	3	1	2		6	4	3	1	2		受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または監督員の承諾を得た場合には、上記項目の全部または一部の記載を省略することができるものとする。	受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または監督員の承諾を得た場合には、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	文言追加修正	
343	6	5				第5章	6	5				第5章	コンクリート橋上部			

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）新旧対照表

ページ	新						旧						改訂理由		
	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		現行条文	
343	6	5	2			第2節	適用すべき諸基準	6	5	2			第2節	適用すべき諸基準	
343	6	5	2	0			日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧(令和2年9月)	6	5	2	0			日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧(平成6年2月)	諸基準類の改訂に伴う修正
343	6	5	2	0			日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧(令和2年9月)	6	5	2	0			日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧(平成10年1月)	諸基準類の改訂に伴う修正
356	6	7				第7章	林道維持	6	7				第7章	林道維持	
356	6	7	2			第2節	適用すべき諸基準	6	7	2			第2節	適用すべき諸基準	
356	6	7	2	0			日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(本体工編)(令和2年8月)	6	7	2	0			日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(本体工編)(平成27年6月)	諸基準類の改訂に伴う修正
377	6	9	8			第9節	標識工	6	9	8			第9節	標識工	
377	6	9	8	2			材料	6	9	8	2			材料	
377	6	9	8	2	6		受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識 区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会、令和2年6月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合には、監督員の承諾を得なければならない。	6	9	8	2	6		受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識 区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省、令和元年10月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合には、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改訂に伴う修正